

沖縄県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

平成30年6月29日変更

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 沖縄県の周辺海域は、琉球列島の西側を北上する黒潮の影響により、わが国唯一の熱帯性海域となっている。各島々の沿岸域は、熱帯性海域の特徴であるサンゴ礁の発達した広大な浅海域が形成され、種々のさんご礁性魚類や磯根資源を対象に、様々な漁業や養殖業が営まれる重要な漁場となっている。また、その沖合域では、かつお・まぐろ類及びそでいかななどの回遊性生物資源の漁場が形成される他、多数の曾根が散在しており、まち類等底魚類の重要な漁場が形成されている。
- 2 このように、広大な漁場を基盤とする本県の水産業は、県民のみならず広く国民に対して食料を安定的に供給する役割を担う極めて重要な産業である。本県の水産業の持続的発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していく必要があり、そのためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施することが不可欠である。
- 3 このような背景を踏まえ、県は、これまでの漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の施策に加え、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の基本計画により本県に定められた、第一種特定海洋生物資源の漁獲可能量について管理措置を講ずることとする。
- 4 県は漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等を指導し、または採捕の数量の公表等実効性のある措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 5 本県について定められた漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布及び回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データの蓄積または知見の収集が必要であるため、県水産海洋技術センターを中心として、国または関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 7 海洋生物資源の適切な保存および管理を図るため、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

- 8 第一種特定海洋生物資源のうち、くろまぐろについては別に定めるものとする。

第2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源知事管理量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろについては別に定めるものとする。

(単位：トン)

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
該当なし		

第3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

該当なし。ただし、くろまぐろについては別に定めるものとする。

第4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、これまでに取り組んでいる漁業者の自主的な資源管理の取組を促進する。